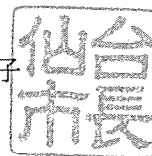


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年 3 月 19 日仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 19 条第 1 項に規定する協定を締結したので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、同条第 4 項の規定により当該協定の写しを縦覧に供します。

令和 7 年 3 月 // 日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社アーク 代表取締役 佐藤 賢一
住所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5-1 新丸の内ビルディング 13 階 1318 区
名称 株式会社アーク秋保町境野建設発生土リサイクル事業
種別 区画形質の変更、工作物の新築
目的 建設発生土のリサイクルプラントを設置するため
内容 現況地目が原野である区域内における面積約 6、729 m²において、高さ 6 m（最大部分）、横 30mの移動式リサイクルプラントを設置し、建設発生土のリサイクル場として利用する。なお、現地盤での事業を行うことから造成は行わない。
位置 仙台市太白区秋保町境野字羽山 49 番 2、50 番 1、50 番 2
面積 6,729 平方メートル

2 協定の写しの縦覧の期間及び時間

期間：令和 7 年 3 月 11 日から条例第 22 条の規定による完了の届出の日まで
（ただし、仙台市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）
時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

3 縦覧の場所

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課